

I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2022年9月1日現在

～2022年9月30日

2022年10月1日～

目次 (略)

第1章 総則

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～2	(略)
3 <u>卸モバイルデータ通信利用回線</u>	<p><u>当社が別に定める契約事業者が設置する契約事業者の電気通信設備</u></p> <p>(注) <u>本欄に規定する当社が別に定める契約事業者の電気通信設備は、次のものとします。</u></p> <p><u>(2) ソフトバンク株式会社のEMOBILE通信サービス契約約款(EMOBILE LTE編)及びEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)に係るもの(この場合において、本約款に定める「当社」をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と読み替えるものとし、本約款に基づいて提供される電気通信サービスのうち無線 I P アクセスサービスを除いたもの)</u></p>

目次 (略)

第1章 総則

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～2	(略)
3	<u>削除</u>

～2022年9月30日	2022年10月1日～
-------------	-------------

4	ポータブル I P アクセス 当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するものであつて I P 通信網との通信が可能なもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、 ソフトバンクモバイル株式会社の公衆無線 L A N サービス契約約款に定める公衆無線 L A N サービスとします。
5～16	(略)

4	削除
5～16	(略)

第2章～第4章 (略)

第5章 通信

第22条 [次に掲げる](#)接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

[\(1\) 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間](#)

[\(2\) ポータブル I P アクセスからアクセスポイントへの接続時間](#)

2 (略)

第23条～第24条 (略)

第6章 料金等

第25条～第27条 (略)

第28条 [前条に規定する第2種契約者は、ポータブル I P アクセスを利用して I P 通信網へ通信を行う場合において、当社が測定した接続通信時間（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。）と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。](#)

第2章～第4章 (略)

第5章 通信

第22条 [特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの](#)接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 (略)

第23条～第24条 (略)

第6章 料金等

第25条～第27条 (略)

第28条 [削除](#)

～2022年9月30日	2022年10月1日～
<p>2 前条に規定する第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線 からアクセスポイントに接続して行った通信（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続を含みます。）について、料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</p> <p>3 第2種契約者は、前2項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p>	<p>2 前条に規定する第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線 からアクセスポイントに接続して行った通信（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続を含みます。）について、料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</p> <p>3 第2種契約者は、前項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p>

～2022年9月30日	2022年10月1日～
<p>第29条 第2種契約者（第27条（定額利用料等の支払義務）第1項に規定する第2種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、第2種契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）について、当社が測定した接続通信時間（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。）、パケットの情報量（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係るパケットの情報量を含みます。）と料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。ただし、料金表第1表（料金）に規定する利用料の基本額及び付加機能利用料（ポータブルIPアクセス機能に係る付加機能利用料を除きます。）については、その第2種契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日を含む料金月の料金の支払いを要しません（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合を除きます。ただし、第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があった場合はこの限りではありません。）。また、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第30条～第32条 （略）</p> <p>第7章 損害賠償</p> <p>第33条 （略）</p>	<p>第29条 第2種契約者（第27条（定額利用料等の支払義務）第1項に規定する第2種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、第2種契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）について、当社が測定した接続通信時間（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。）、パケットの情報量（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係るパケットの情報量を含みます。）と料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。ただし、料金表第1表（料金）に規定する利用料の基本額及び付加機能利用料については、その第2種契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日を含む料金月の料金の支払いを要しません（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合を除きます。ただし、第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があった場合はこの限りではありません。）。また、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>

～2022年9月30日	2022年10月1日～
<p>(責任の制限)</p> <p>第34条 共通編第44条(責任の制限)第1項の場合において、当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る次に掲げる料金(料金表第1表に規定する付加機能利用料(SMS通信料(海外への送信、国際ローミング利用時の送信及び船舶または航空機からの送信に限ります。))に係るものに限ります。))を除きます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定する利用料等</p> <p>(2) 料金表第1表に規定する利用料の加算額及び当社が別に定める加算額(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p> <p>2 共通編第44条第1項及び第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(注1) 第1項第2号に規定する当社が別に定める加算額は、特定ダイヤルアップ回線及びポータルIPアクセスの利用の場合の加算額とします。</p> <p>(注2)～(注3) (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表</p>	<p>(責任の制限)</p> <p>第34条 共通編第44条(責任の制限)第1項の場合において、当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る次に掲げる料金(料金表第1表に規定する付加機能利用料(SMS通信料(海外への送信、国際ローミング利用時の送信及び船舶または航空機からの送信に限ります。))に係るものに限ります。))を除きます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定する利用料等</p> <p>(2) 料金表第1表に規定する利用料の加算額及び当社が別に定める加算額(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p> <p>2 共通編第44条第1項及び第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(注1) 第1項第2号に規定する当社が別に定める加算額は、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の加算額とします。</p> <p>(注2)～(注3) (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表</p>

～2022年9月30日

2022年10月1日～

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信又は保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの	タイプ2	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの
区 分	内 容						
タイプ1	特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの						
タイプ2	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの						

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信又は保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ2	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの
区 分	内 容						
タイプ1	特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの						
タイプ2	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの						

～2022年9月30日		2022年10月1日～	
	<p>タイプ3</p> <p>光アクセス回線のうち、他社接続契約者回線又は特定卸事業者以外のコラボレーション事業者が提供する電気通信サービスを使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線又はポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、タイプ8以外のもの</p>		<p>タイプ3</p> <p>光アクセス回線のうち、他社接続契約者回線又は特定卸事業者以外のコラボレーション事業者が提供する電気通信サービスを使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものであって、タイプ8以外のもの</p>
	<p>タイプ6-2</p> <p>モバイルアクセス（特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るものに限り、）を使用して通信を行うことができる<u>とともに、ポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことができるもの</u></p>		<p>タイプ6-2</p> <p>モバイルアクセス（特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約に係るものに限り、）を使用して通信を行うことができるもの</p>

～2022年9月30日

2022年10月1日～

タイプ6-3	モバイルアクセス（特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款共通編別記 17の(4)のケに規定する卸 F O M A 契約及び卸 X i 契約に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるとともに、 ポータブル I P アクセスを使用して通信を行うことができる もの
タイプ7	主としてポータブル I P アクセスを利用して I P 通信網へ通信を行うもの ことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの
タイプ8	光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線 又はポータブル I P アクセス を使用して通信を行うことができるもの
備考（略）	

タイプ6-3	モバイルアクセス（特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款共通編別記 17の(4)のケに規定する卸 F O M A 契約及び卸 X i 契約に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの
タイプ7	特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるものであって、タイプ1からタイプ6-2以外のもの
タイプ8	光コラボレーションモデルサービスを使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことができるもの
備考（略）	

～2022年9月30日

2022年10月1日～

(2)～(5)

(略)

(6) タイプ6
- 3の区分に
係る料金の適
用

ア～ケ (略)

コ プラン2には、次の区分があります。

区 分	内 容
(略)	(略)
備考	
1～4 (略)	
5	第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線及び ポータブルIPアクセス を使用して通信を行うこ とはできません。
6～13 (略)	

サ プラン3には、次の区分があります。

区 分	内 容
(略)	(略)
備考	
1～4 (略)	

(2)～(5)

(略)

(6) タイプ6
- 3の区分に係
る料金の適用

ア～ケ (略)

コ プラン2には、次の区分があります。

区 分	内 容
(略)	(略)
備考	
1～4 (略)	
5	第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線を使用 して通信を行うことはできません。
6～13 (略)	

サ プラン3には、次の区分があります。

区 分	内 容
(略)	(略)
備考	
1～4 (略)	

～2022年9月30日	2022年10月1日～
-------------	-------------

<p>5 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスを使用して通信を行うことはできません。</p> <p>6～13 (略)</p>	<p>5 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p> <p>6～13 (略)</p>												
<p>(7) タイプ7の区分に係る料金の適用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ コース1には、次の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1</td> <td>ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約に定めるウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2</td> <td>ポータブルIPアクセスの利用について接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、プラン1又はプラン2に係る第2種契約の申込みを承諾しません。</p>	区 分	内 容	プラン1	ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約に定めるウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの	プラン2	ポータブルIPアクセスの利用について接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用するもの	<p>(6) タイプ7の区分に係る料金の適用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ コース1には、次の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1</td> <td>ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約に定めるウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、プラン1に係る第2種契約の申込みを承諾しません。</p>	区 分	内 容	プラン1	ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約に定めるウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの	削除	削除
区 分	内 容												
プラン1	ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約に定めるウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの												
プラン2	ポータブルIPアクセスの利用について接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用するもの												
区 分	内 容												
プラン1	ウイルス検知・駆除契約サービス利用規約に定めるウイルス検知・駆除契約に相当する料金を含む定額利用料を適用するもの												
削除	削除												

～2022年9月30日		2022年10月1日～	
	<p>3 第2種契約者は、プラン1 又はプラン2 への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。</p> <p>4～5 (略)</p>		<p>3 第2種契約者は、プラン1 への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。</p> <p>4～5 (略)</p>
(8)～(9)	(略)	(8)～(9)	(略)
(10) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料等（特定ダイヤルアップ回線 及びポータブル I P アクセス の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額を含みます。以下この欄において同じとします。）は次のとおりとします。</p> <p>ア～イ (略)</p>	(10) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料等（特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額を含みます。以下この欄において同じとします。）は次のとおりとします。</p> <p>ア～イ (略)</p>
(11)～(14)	(略)	(11)～(14)	(略)
(15) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン7及びプラン8、タイプ6-2並びにタイプ6-3を除きます。）が特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、料金月単位で1-2-4（特定ダイヤルアップ回線 及びポータブル I P アクセス の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）に規定する加算額を適用します。</p>	(15) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン7及びプラン8、タイプ6-2並びにタイプ6-3を除きます。）が特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、料金月単位で1-2-4（特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）に規定する加算額を適用します。</p>

～2022年9月30日		2022年10月1日～	
<p><u>(16) ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</u></p>	<p><u>ア 第2種契約者（タイプ6-3のコース2及びタイプ7のコース1のプラン2を除きます。）が契約者識別符号を利用し、ポータブルIPアクセスによりIP通信網へ通信を行った場合は、1-2-4（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）に規定する加算額を計算して適用します。</u></p> <p><u>イ ポータブルIPアクセスに係る通信利用の制限、インタフェース、契約者回線に係るセキュリティの確保等、認証に係るセキュリティの確保及び営業区域については、ソフトバンクモバイル株式会社の公衆無線LANサービス契約約款の規定に準じて取扱うものとします。</u></p>	<p><u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(17)～(19)</p>	<p>(略)</p>	<p>(17)～(19)</p>	<p>(略)</p>
<p>(20) 第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者が次表に規定する複数の契約（当社が1の契約者識別符号において提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数の契約の利用料（月額）又は定額利用料（月額）の合算料金から次表に規定する額を減額して適用します。</p>	<p>(20) 第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者が次表に規定する複数の契約（当社が1の契約者識別符号において提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数の契約の利用料（月額）又は定額利用料（月額）の合算料金から次表に規定する額を減額して適用します。</p>

~2022年9月30日	2022年10月1日~
-------------	-------------

	区 分	合算料金の減額 (月額)				区 分	合算料金の減額 (月額)
	(ア) <u>第2種契約(タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。)</u> に係る契約の場合	<u>200円(220円)</u>				(ア) <u>削除</u>	<u>削除</u>
	(イ) <u>第2種契約(タイプ7のコース1のプラン1のものに限ります。)</u> 及び <u>1-2-5のポータブルIPアクセス機能に係る契約の場合</u>	<u>150円(165円)</u>				(イ) <u>削除</u>	<u>削除</u>
	(ウ) <u>第2種契約(タイプ6-2のものに限ります。)</u> 、 <u>第2種契約(タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。)</u> 及び <u>1-2-5のポータブルIPアクセス機能に係る契約の場合</u>	<u>300円(330円)</u>				(ウ) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年9月30日	2022年10月1日～
-------------	-------------

	(エ) 第2種契約(タイプ6-2のものに限ります。)及び第2種契約(タイプ6-2、タイプ6-3、 タイプ7のコース1のプラン2 及びタイプ8のものを除きます。)に係る契約の場合	200円(220円)
	イ (略)	
(21)～(29)	(略)	

1-2 料金額

- 1-2-1 (略)
- 1-2-2 定額利用料
 - (1)～(5) (略)
 - (6) タイプ7のもの
 - ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	400円(440円)
プラン2	500円(550円)
備考	

	(エ) 第2種契約(タイプ6-2のものに限ります。)及び第2種契約(タイプ6-2、タイプ6-3及びタイプ8のものを除きます。)に係る契約の場合	200円(220円)
	イ (略)	
(21)～(29)	(略)	

1-2 料金額

- 1-2-1 (略)
- 1-2-2 定額利用料
 - (1)～(5) (略)
 - (6) タイプ7のもの
 - ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	400円(440円)
削除	削除
備考	

～2022年9月30日

2022年10月1日～

1～8 (略)

9 [ポータブル I P アクセスの営業区域の設置条件、時間帯等によってはポータブル I P アクセスを利用できない場合があります。](#)

(7) (略)

1-2-3 (略)

1-2-4 特定ダイヤルアップ回線[及びポータブル I P アクセス](#)の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

通信時間 1 分までごとに

区 分		単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	定額制アクセスポイントに接続した場合	月額	550円 (605円)
ポータブル I P アクセスの利用		接続通信時間の累計 時間1分までごとに	10円 (11円)

[備考 ポータブル I P アクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額が3,200円 \(3,520円\) を超える場合は、接続通信時間にかかわらず3,200円 \(3,520円\) を適用します。](#)

1-2-5 付加機能利用料

区分	単 位	料 金 額
----	-----	-------

1～8 (略)

9 [削除](#)

(7) (略)

1-2-3 (略)

1-2-4 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

通信時間 1 分までごとに

区 分		単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	定額制アクセスポイントに接続した場合	月額	550円 (605円)
削除			

[削除](#)

区分	単 位	料 金 額	区分
----	-----	-------	----

～2022年9月30日

2022年10月1日～

ポータブル I P アクセス機能	料金表第 1 表 (料金) の第 1 の 1 - 1 (適用) の表(16)欄の規定にかかわらず、接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用 (タイプ 6 - 3 のコース 2 及びタイプ 7 のコース 1 のプラン 2 に係るものを除きます。) してポータブル I P アクセスを提供する機能	1 の契約者識別符号ごとに月額	300円 (330円)
	備考	<p>1 この機能の提供を請求したとき、その請求の承諾日を含む月の初日からこの機能を提供します。</p> <p>2 この機能の提供を請求したとき、当社がこの機能の提供を開始した月の翌月からこの欄に規定する料金を適用します。</p> <p>3 当社は、この機能に係る第 2 種契約の申込みを承諾しません。</p>	
(略)	(略)		

1 - 2 - 6 ~ 1 - 2 - 7 (略)

第 2 (略)

第 2 表 ~ 第 4 表 (略)

削除			
(略)	(略)		

1 - 2 - 6 ~ 1 - 2 - 7 (略)

第 2 (略)

第 2 表 ~ 第 4 表 (略)